

2. 法学政治学研究科

I	法学政治学研究科の教育目的と特徴	・ ・ 2 - 2
II	「教育の水準」の分析・判定	・ ・ ・ ・ ・ 2 - 4
	分析項目 I 教育活動の状況	・ ・ ・ ・ ・ 2 - 4
	分析項目 II 教育成果の状況	・ ・ ・ ・ ・ 2 - 20
III	「質の向上度」の分析	・ ・ ・ ・ ・ 2 - 31

I 法学政治学研究科の教育目的と特徴

法学政治学研究科の教育目的は、東京大学の第2期中期目標である「大学院課程を通じ、未踏の領域に果敢に挑戦する開拓者精神に富み国際的に活躍できる研究者、高度専門職業人等、社会の先頭に立つ人材を育成する」ことを法学・政治学の分野で実施することにあるが、法学政治学研究科は、総合法政専攻と法曹養成専攻とにより構成され、各専攻の教育目的は次のとおりである。

すなわち、総合法政専攻の教育目的は「理論的・歴史的な視野に立って、法学・政治学に関する精深な学識を発展させ、専門分野における研究及び応用の能力を培うことにより優れた人材を養成すること」である。本専攻は、修士課程において「理論的・歴史的な視野に立って精深な学識を養い、専門分野における研究及び応用の能力を培うこと」、博士課程において「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を培うこと」を目的としている。特に研究者の養成については、日本の法学・政治学研究の中枢を担う人材を養成してきた。今後ともその役割を果たすため、社会の変化に柔軟に対応しつつ教育体制を刷新する。

法曹養成専攻は一般に法科大学院（ロースクール）という名称で呼ばれる専門職大学院であり、その教育目的は「国民や社会に貢献する高い志と強い責任感、倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を生み出すこと」である。

なお、本研究科では、法曹養成専攻は、総合法政専攻と並んで、研究科の中の一つの専攻として位置づけられており、両専攻の間で教員の緊密な協力をを行い、両専攻の特性を生かしつつ、職業人養成と研究との間の相互的フィードバックを確保することに努めている。

総合法政専攻は、アドミッション・ポリシーとして、「求める学生像」を「理論的な視野と歴史的な視野の双方に関心を持ち、比較の視点に立って対象を捉える力を備え、学術的な貢献を行うことのできる者」と定めている。入学定員は、修士課程が20名であり、博士課程は40名である（資料2-1）。

法曹養成専攻は、アドミッション・ポリシーとして、「求める学生像」を「社会に貢献しようという高い志をもって法律の学習に取り組み、法の体系・理論・運用を理解したうえで、法的問題を解決するために自らの思考を発展させることのできる者」と定めている。入学定員は240名であり、そのうち概ね75名を法学未修者に、概ね165名を法学既修者に割り当てている（資料2-2）。

（資料2-1：総合法政専攻の入学者数等）

		2010	2011	2012	2013	2014	2015
修士課程	入学定員	20	20	20	20	20	20
	入学者数	18(13)	24(15)	19(10)	12(6)	15(10)	25(14)
	入学定員に対する入学者の割合	90.0%	120.0%	95.0%	60.0%	75.0%	125.0%
博士課程	入学定員	40	40	40	40	40	40
	入学者数	12(5)	20(7)	13(8)	22(8)	18(6)	16(4)
	入学定員に対する入学者の割合	30.0%	50.0%	32.5%	55.0%	45.0%	40.0%

()は外国人留学生数で内数

(資料2-2：法曹養成専攻の入学者数等)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
入学定員	240	240	240	240	240	240
入学者数	229	228	229	232	223	222
入学定員に対する入学者の割合	95.4%	95.0%	95.4%	96.7%	92.9%	92.5%
うち他学部出身者・社会人等	48	49	48	52	45	47
他学部出身者・社会人等の占める割合	21.0%	21.5%	21.0%	22.4%	20.2%	21.2%

[想定する関係者とその期待]

総合法政専攻については、法学・政治学の高度な学習を目指す学生が第一の関係者であり、修了後、優れた研究者・専門家となるために、一流の研究能力を涵養することを期待している。また、修了生を受け入れる最大の母体である学界は、関係者として、法学・政治学の広範な分野の研究をリードする人材の育成を期待している。

法曹養成専攻については、法曹を志す様々なバックグラウンドを持つ学生が第一の関係者であり、修了後、優れた法律実務家となるために、法曹としての基幹的能力、高度な専門的知見を涵養することを期待している。また、修了生を受け入れる法曹界、官公庁、企業は、関係者として、指導的人材の育成を期待している。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

総合法政専攻では、徹底した少人数教育により、日本の法学・政治学研究を先導する研究者や、高度の専門性を備えた実務家を養成する。特に十分な数の後進研究者を育成できるように必要な方策をとっており、また、東アジアの法と政治に関する世界的研究拠点として、積極的に留学生を受け入れている。法曹養成専攻では、高度でかつ国際的な法実務に志向した教育を行うことにより、グローバルに活躍し、日本の法曹界をリードすることのできる法曹の養成を続けている。

総合法政専攻には修士課程と博士後期課程（以下「博士課程」という）が置かれ、それぞれ法学・政治学の専門分野の編別に対応して実定法、基礎法学、政治の3コースから編成される。総合法政専攻の入学定員は、前掲の資料2-1（P2-2）のとおりであるが、総合法政専攻の学生現員は、修士課程は40名、博士課程は85名である（2015年4月1日現在）（資料2-3）。また、教員1人当たりの学生数は、修士課程では0.72名、博士課程では0.83名であり、演習や専攻指導を通じた徹底した個別指導を可能としている。

(資料2-3：総合法政専攻在籍者数の推移)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
修士課程	39	45	44	34	31	40
博士課程	101	93	82	87	84	85
合計	140	138	126	121	115	125

法曹養成専攻の定員の2割以上は、社会人経験のある者又は理系その他の他学部出身者が占めている（資料2-2、P2-3）。専任教員1名当たりの学生数は、9.2名であり（資料2-4）、徹底した少人数教育や演習等を通じた充実した個別指導を行う体制が整っている。

(資料2-4：法曹養成専攻在籍者数（2015年4月1日現在）)

入学年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計
未修	1	7	18	59	59	66	214
既修	0	0	1	8	156	156	321
合計	1	7	19	67	215	222	535

総合法政専攻の教員組織は修士課程担当55名、博士課程担当102名から成り（2015年4月現在、うち2名が外国人）、広範な専攻分野に専任教員を配置している。博士課程担当で修士課程を担当しない者は法曹養成専攻所属であるが、総合法政専攻修士課程の教育に参加する。

法曹養成専攻の教員組織は、専任教員58名で、そのうち学部・他専攻の専任教員として算入されない者は12名である。そのうち実務家専任教員は12名であり、そのうち常勤専任実務家教員は5名である。最高レベルの研究者教員及び実務家教員を、分野の偏りなく多数擁しており、全体としてバランスのとれた陣容を備えている（資料2-5）。

東京大学法学政治学研究科 分析項目 I

(資料 2-5 : 大学院法学政治学研究科 (法曹養成専攻・総合法政専攻) 担当教員一覧)

2015年4月1日現在

	修	博	LS	氏名	所属	職名	専門分野
1	○	○		日比野 勤	法	教授	国法学
2		○	○	岩澤 雄司	法	教授	国際法
3	○	○		宇賀 克也	法	教授	行政法
4		○	○	中里 実	法	教授	租税法
5	○	○		中川 淳司	社研	教授	国際法
6	○	○		交告 尚史	法	教授	行政法
7		○	○	中谷 和弘	法	教授	国際法
8		○	○	石川 健治	法	教授	憲法
9		○	○	斎藤 誠	法	教授	地方自治法
10		○	○	増井 良啓	法	教授	租税法
11		○	○	山本 隆司	法	教授	行政法
12		○		森 肇志	法	教授	国際法
13	○	○		太田 匡彦	法	教授	行政法
14	○	○		寺谷 広司	法	教授	国際法
15		○	○	宍戸 常寿	法	教授	憲法
16	○	○		西村 弓	総文	准教授	国際法
17	○	○		林 知更	社研	准教授	憲法学・国法学
18	○	○		藤谷 武史	社研	准教授	法と経済学
1		○	○	石黒 一憲	法	教授	国際私法
2		○	○	中田 裕康	法	教授	民法
3		○	○	河上 正二	法	教授	民法
4		○	○	神田 秀樹	法	教授	商法
5	○	○		早川 眞一郎	総文	教授	民法
6		○	○	岩村 正彦	法	教授	社会保障法
7		○	○	高田 裕成	法	教授	民事訴訟法
8		○	○	佐伯 仁志	法	教授	刑事法
9		○	○	大村 敦志	法	教授	民法
10		○	○	大淵 哲也	法	教授	知的財産法
11	○	○		道垣内 弘人	法	教授	民法
12		○	○	山川 隆一	法	教授	労働法
13		○	○	森田 修	法	教授	民法
14		○	○	荒木 尚志	法	教授	労働法
15		○	○	森田 宏樹	法	教授	民法
16		○	○	松下 淳一	法	教授	民事訴訟法
17		○	○	神作 裕之	法	教授	商法
18		○	○	白石 忠志	法	教授	経済法
19		○	○	大澤 裕	法	教授	刑事法
20		○	○	沖野 眞巳	法	教授	民法
21		○	○	藤田 友敬	法	教授	商法
22		○	○	川出 敏裕	法	教授	刑事法
23		○	○	畑 瑞穂	法	教授	民事手続法
24		○	○	橋爪 隆	法	教授	刑事法
25	○	○		水町勇一郎	社研	教授	労働法
26	○	○		垣内 秀介	法	教授	民事訴訟法
27		○	○	菱田 雄郷	法	教授	民事訴訟法

東京大学法学政治学研究科 分析項目 I

28		○	○		田中 亘	社研	准教授	商法	
29		○	○		原田 央	法	准教授	国際私法	
30		○	○		石川 博康	社研	准教授	民法	
31			○	○	米村 滋人	法	准教授	民法	
32			○	○	加藤 貴仁	法	准教授	商法	
33			○	○	樋口 亮介	法	准教授	刑事法	
34		○	○		加毛 明	法	准教授	民法	
35		○	○		後藤 元	法	准教授	商法	
36		○			成瀬 剛	法	准教授	刑事法	
1	基 礎 法 学		○	○	樋口 範雄	法	教授	英米法	
2			○	○	木庭 顕	法	教授	ローマ法	
3				○	○	ダニエル・フット	法	教授	法社会学
4				○	○	西川 洋一	法	教授	西洋法制史
5				○	○	海老原 明夫	法	教授	ドイツ法
6				○	○	井上 達夫	法	教授	法哲学
7				○	○	柿嶋 美子	法	教授	英米法
8				○	○	太田 勝造	法	教授	現代法過程論
9			○	○		高見澤 磨	東文研	教授	中国法
10					○	佐藤 岩夫	社研	教授	法社会学
11				○	○	伊藤 洋一	法	教授	ヨーロッパ共同体
12				○	○	浅香 吉幹	法	教授	英米法
13			○	○		新田 一郎	法	教授	日本法制史
14			○	○		両角 吉晃	法	教授	イスラーム法
15				○	○	松原 健太郎	法	教授	東洋法制史
16			○	○		和仁 陽	法	准教授	日本近代法史
17			○	○		飯田 高	社研	准教授	法社会学・法と経済学
18			○	○		源河 達史	法	准教授	ローマ法
19			○	○		齋藤 哲志	社研	准教授	フランス法
1	政 治	○	○		高橋 直樹	総文	教授	比較政治	
2		○	○		川人 貞史	法	教授	政治過程論	
3		○	○		樋渡 展洋	社研	教授	政治学	
4		○	○		藤原 帰一	法	教授	国際政治	
5		○	○		石田 浩	社研	教授	政治学	
6		○	○		久保 文明	法	教授	アメリカ政治外交史	
7		○	○		ノブル, G・ウィリアム	社研	教授	比較政治	
8		○	○		大串 和雄	法	教授	比較政治	
9		○	○		高原 明生	法	教授	現代東アジア政治	
10		○	○		平島 健司	社研	教授	比較政治	
11		○	○		飯田 敬輔	法	教授	国際政治経済	
12			○		田邊 國昭	法	教授	政策学	
13		○	○		加藤 淳子	法	教授	政治原論	
14		○	○		石田 淳	総文	教授	比較政治	
15		○	○		松里 公孝	法	教授	現代ロシア政治	
16		○	○		川出 良枝	法	教授	政治学史	
17		○	○		荻部 直	法	教授	アジア政治思想史	
18			○		城山 英明	法	教授	行政学	
19		○	○		金井 利之	法	教授	都市行政学	
20		○	○		中山 洋平	法	教授	比較政治	

21	○	○		谷口 将紀	法	教授	現代日本政治論
22	○	○		木宮 正史	総文	教授	国際政治学
23	○	○		宇野 重規	社研	教授	現代政治理論
24	○	○		松田 康博	学環	教授	アジア政治外交史
25	○	○		内山 融	総文	教授	政治学
26	○	○		平野 聡	法	教授	アジア政治外交史
27	○	○		五百旗頭 薫	法	教授	日本政治外交史
28	○	○		前田 幸男	学環	准教授	政治学・世論研究
29	○	○		鹿毛 利枝子	総文	准教授	政治学
30	○	○		保城 広至	社研	准教授	国際関係論・現代日本外交
31	○	○		前田 健太郎	法	准教授	行政学

○は指導学生担当状況

LS：法曹養成専攻

第2期中期目標期間においても、教員の教育力の向上や教育プログラムの改善のため、ハラスメント防止や発達障害のある学生・不登校学生への理解と対応のための講習会・双方向性の高い教育のための教室整備・授業シラバスや講義資料の共有といった基本的な取組に加えて、各専攻に教育方法助言委員会を設置し、教育方法・教育内容に関する懇談会を実施した。2012年5月には、委員会から、情報基盤センターの教材管理システムやティーチングアシスタントをよりよく活用すべく、教員の意識の向上を促す助言が行われた。また、2014年度の総合法政専攻の懇談会では、事前に行われた教育における工夫に関するアンケートの回答を共有した上で、総合法政専攻の現況を分析し、入学者の質的・量的充実、学生の積極的な授業への参加をどのように促すかについて意見交換をし、その後の授業の改善をはかった。さらに、法曹養成専攻では、教員の授業参観を実施したほか、授業の内容や進め方に関する情報交換会を定期的実施した（資料2-6）。

（資料2-6：授業に関する情報交換会）

開催年度	開催月日	議 題
2010	12月9日	・定員減による授業への影響について（基本科目演習・必修科目を中心として）
2011	12月8日	・認証評価基準としての『到達目標』 ・法的な文章の書き方の指導について
2012	12月6日	・未修者教育について
2013	12月5日	・法律実務基礎科目について
2014	12月4日	・未修者教育、特に「未修者指導」について ・予備試験受験者による欠席の扱いについて
2015	12月3日	・「未修者指導」の在り方について ・実務系科目について

また、法曹養成専攻に対する独自の社会的要請に対応するため、各界の識者により構成される法科大学院運営諮問会議を設置し、教育の内容と成果に対する率直な評価を取り入れる場としている（資料2-7）。なお、学生による授業評価アンケートの結果は、外部評価機関である法科大学院運営諮問会議にも資料として提出され、討議及び評価の対象となっている。この運営諮問会議での指摘を受けて法曹に求められる基礎力の重視などの改善を図っている。

(資料2-7：東京大学法科大学院運営諮問会議委員名簿)

東京大学法科大学院運営諮問会議委員名簿	
岡本 罔衛	日本生命保険相互会社 会長
翁 百合	株式会社 日本総合研究所 副理事長
小津 博司	元法務事務次官、元検事総長、弁護士
竹崎 博允	元最高裁判所長官
庭山 正一郎	弁護士 (あさひ法律事務所)
真砂 靖	元財務事務次官、弁護士 (西村あさひ法律事務所)
宮崎 裕子	弁護士 (長島・大野・常松法律事務所)
Mark Ramseyer	ハーバード大学 教授

(敬称略)

総合法政専攻では、特に留学生に関しては、修了生を対象に、毎年度、教育に加えて、留学の成果を支える生活全般に至るまでアンケートを実施し、教育の改善のための資料として、各教員に配付している (資料2-8)。

また、修士課程2年の留学生について日本語のネイティブチェックを依頼できる「修士論文作成支援制度」を設けており、活用されている (資料2-9)。

(資料2-8：留学生アンケート結果 (良かった点、良くなかった点の回答件数))

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
回答人数	27	21	23	22	19	18
良かった点の回答件数	25	19	20	21	19	18
良くなかった点の回答件数	11	8	15	15	10	6

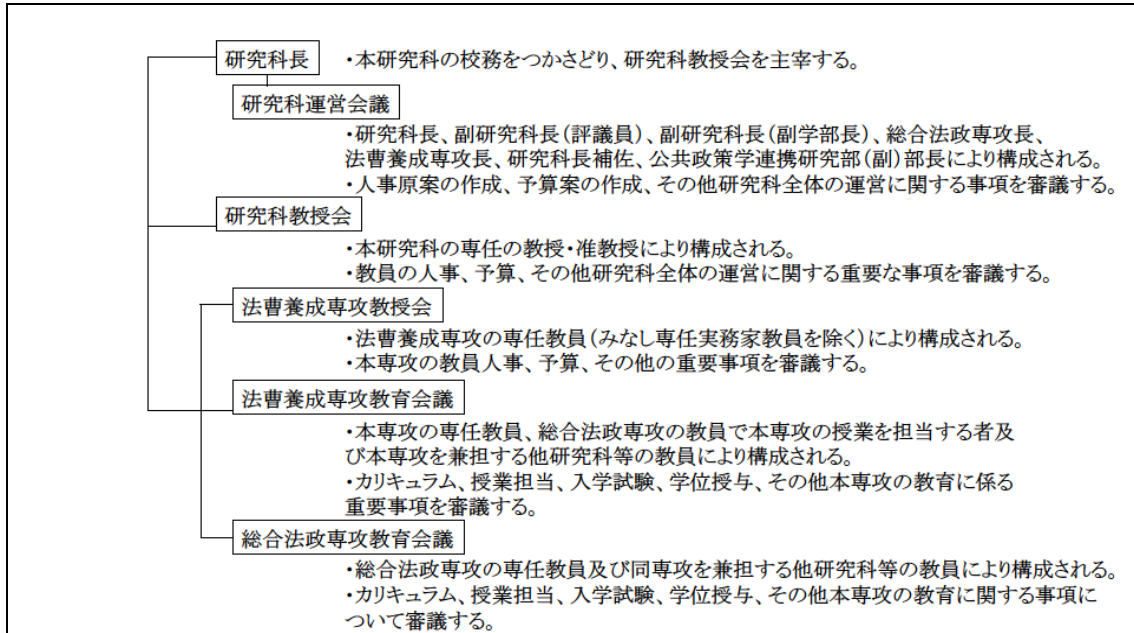
(資料2-9：修士論文作成支援制度の利用人数 (留学生関係))

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
留学生数	12	14	16	12	7	10
利用人数	9	11	11	10	4	7

さらに、他部局と連携した博士課程教育リーディングプログラムである「超高齢化社会を共創するグローバルリーダー養成プログラム」に参画したほか、比較法政センタービジネスロー講演会など、一般人を対象とした講演会を企画し、参加の機会を与える等、より広範囲の社会的養成に応えられるよう、分野横断的に社会と直接触れ合う教育を実施した。

なお、本研究科の管理運営体制は、資料2-10に掲げる図のとおりである。各種の会議を重層的に配置することにより、両専攻の特性を生かしつつ、相互の緊密な協力を行うことができる体制が構築され、各会議の機能に応じた分担と連携を向上させている。

(資料 2-10：本研究科の管理運営体制・組織図)



(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 総合法政専攻及び法曹養成専攻のいずれについても、すべての分野について最高水準の教員をバランスよく配置し、かつ、徹底した少人数教育を行うことができる専任教員数(教員1人あたりの学生数は、総合法政専攻修士課程0.72名、博士課程0.83名、法曹養成専攻9.2名)を備えており、質と量のいずれの面においても、第1期に引き続き極めて高い水準にある。教育内容・教育方法の改善のための取組についても、総合法政専攻においては、授業や留学生への対応などで特色ある取組を継続しており、また、両専攻において教育内容・教育方法の改善を不断に実行している。

観点 教育内容・方法

(観点に係る状況)

本研究科では、資料 2-11のとおり学位授与方針を定め、これを実施するため、資料 2-12の教育課程の編成・実施方針により教育課程を体系的に編成・実施している。

(資料 2-11：学位授与方針)

東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻 学位授与方針

東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻は、専攻の教育研究上の目的に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成した学生に修士(法学)または博士(法学)の学位を授与します。

- 法学・政治学の専門分野について、理論的・歴史的視野に立って精深な知識を得ていること。
- 修士学位については、基礎的な研究能力、又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を示す学位請求論文を提出し、試験に合格すること。
- 博士学位については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示す学位請求論文を提出し、試験に合格すること。

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 学位授与方針

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻は、専攻の教育研究上の目的に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成した学生に法務博士の学位を授与します。

- 基礎的な法分野のみならず、先端的法分野や国際的法分野についても、精深にして広範な知識を有すること。
- 人間と社会に関する広い視野と深い洞察に基づいて、現代社会において提起される諸問題の解決のために、その法的知識を応用する能力を有すること。
- 法律家としての責任・倫理に関して豊かな識見を身につけていること。

(資料 2-12：教育課程の編成・実施方針)

東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻 教育課程の編成・実施方針

東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻は、専攻の学位授与方針で示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を体系的に編成・実施します。

- 法学・政治学に関し、理論、歴史、現状分析、比較、応用のすべての領域にわたり、世界の最先端の研究を反映した最高水準の授業を行う。
- 学生が各々の資質及び関心に従って自ら高度な研究能力を培い、体系的に研究を推進することができるよう、徹底した個別指導を行う。
- 国際的に活躍できる研究者や高度専門職業人を養成するため、海外での就学・研究を奨励するほか、世界の一流研究者との不断の交流を図る。
- 透明で厳格な成績評価と論文審査を行う。
- 不断に教育の内容や方法を検証し、教育の質の向上を図る。

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 教育課程の編成・実施方針

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻は、専攻の学位授与方針で示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を体系的に編成・実施します。

- 法律基本科目及び法律実務基礎科目から基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に至るまで、現代世界において法律実務家として第一線で活躍するための基礎的能力を獲得するために必要な科目を、バランス良く体系的に配置する。
- 学生の視野を広げるための学際的・応用的な教育及び最新の研究成果を反映した理論的な教育を重視する。
- 高度な法実務を担いうる能力を養うため、双方向的な授業や模擬裁判等を通じて学生の自主的な学修を奨励する。
- すべての授業において透明で厳格な成績評価を行う。
- 不断に教育の内容や方法を検証し、教育の質の向上を図る。

第1期中期目標期間末と比較すると、第2期中期目標期間においては、総合法政専攻では、実定法、基礎法学、政治の3コースにおいて、修士課程で計179、博士課程で計167にのぼる多数の授業科目を展開している(2015年度。専攻指導を除く)(別添資料2-1)。これは学生の多様なニーズに応えるものである。学生は、授業内容、教材、成績評価の方法等を詳細に記した年度ごとのシラバスを参照し、多様な地域・時代と理論・実証を包摂する多数の選択肢の中から履修すべき科目を選択し、指導教員は授業の履修と併せて個々の学生の研究主題に沿った個別的な指導を行い論文作成へと導く。個々の学生の研究主題に沿った多様な要請に応えるため、総合法政専攻の学生には、指導教員の承諾を得て所属コース以外のコース、他の専攻、他の研究科又は教育部の授業科目を履修することを奨励している。

また、学生に対し、研究科で行われている多数の専門分野別の研究会(資料2-13)への出席を促すことにより、研究科内外の専門研究者の先端的研究に触れる機会を設けている。研究科附属のビジネスロー・比較法政研究センターでは、内外のゲストや研究科の教員による講演、シンポジウム、セミナーを定期的に開催しており、学生は、国際的・先端

的な比較法政研究、法学・法実務に不断に触れることができる（資料2-14）。これらのほか、第2期中期目標期間においても、提携している米国のコロンビア・ミシガン両ロースクール教員による授業（資料2-15）により、教育の国際化に努めている。

以上から、最高水準の教員による徹底した少人数教育により、将来の日本の法学・政治学研究を先導する研究者の養成が実現している。

（資料2-13：研究科内で定期的に行われている主な専門別研究会）

名称	頻度	各回の参加学生数
公法研究会	年5-6回	7
公法判例研究会	原則として毎月1回	7
国際法研究会	年9回程度	10
判例（民事法）研究会	週1回	10
民法懇話会	年5-6回	10
東京大学商法研究会	週1回	10
刑事判例研究会	年5-6回	4
東京大学労働法研究会	週1回	6
基礎法学研究会	原則として毎月1回	13
政治学研究会	年1回	25
政治理論研究会	年3-5回	10
政治史研究会	年3-5回	10
行政学研究会	年5-6回	15
比較現代政治研究会	年4回程度	15
東京大学著作権法等奨学研究会	年6-7回	3

（資料2-14：主なセミナー、シンポジウム）

名称	開催日	主題	主たる報告者
比較法政セミナー	2010.7.1	第221回：国際法上の「保護する責任」の定位	モニカ・ハキミ(ミシガン大学ロースクール助教授)
	2010.10.14	第222回：米州開発銀行行政裁判所	ペドロ・ダラーリ(サンパウロ大学准教授 / 米州開発銀行行政裁判所前長官)
	2010.11.22	第223回：The Development and Transformation Model of Democracy in Taiwan	趙永茂(国立台湾大学社会科学学院院长)
	2010.12.13	第224回：最近の国際刑事法実務と日本人法律家の貢献	尾崎久仁子(国際刑事裁判所裁判官)
	2011.1.10	第225回：The Trend of WTO-plus in FTA and the Implications to Asia	羅昌發(国立台湾大学法律学院教授)
	2011.1.24	第226回：Features of East Asian Constitutionalism: Looking into the Context of the	葉俊榮(国立台湾大学法律学院教授)

東京大学法学政治学研究科 分析項目 I

	Post-war Constitutional Development in Japan, Korea, and Taiwan	
2011. 8. 24	第 227 回：ヨーロッパのグローバル・ローへの寄与	カール・バウデンバッハー (EFTA 裁判所長官/ザンクト・ガレン大学教授)
2011. 12. 17	第 228 回：国際司法裁判所の現在と将来	小和田 恒 (国際司法裁判所長)
2012. 2. 22	第 229 回：ブラジルの裁判制度——選挙裁判所をてがかりとして	エンリケ・リカルド・レワンドウスキ (ブラジル連邦最高裁判所判事/連邦選挙高等裁判所長官)
2012. 6. 28	第 230 回：権力分立をめぐる歴史的慣行に基づく議論	トレヴァ・W・モリスン (コロンビア大学ロースクール教授)
2012. 7. 5	第 231 回：21 世紀への著作権法改革	ジェシカ・リトマン (ミシガン大学ロースクール教授)
2013. 5. 16	第 232 回：裁判所, 保護主義, 保護主義的目的: 裁判所が保護主義を抑制する任務を負っているが, 保護主義的目的から (適切に) 保護主義を定義しようとするしないことについての比較法的考察	ドナルド・リーガン コロンビア大学ロースクール教授
2013. 8. 20	第 233 回：スイスとヨーロッパ経済領域 (EEA)	カール・バウデンバッハー (EFTA 裁判所長官 / ザンクト・ガレン大学教授)
2013. 9. 27	第 234 回：Franklin D. Roosevelt, the New Deal, and the Supreme Court	リチャード・ポーレンバーク (コーネル大学名誉教授)
2014. 5. 29	第 235 回：開放経済における反トラストの法と政治	アヌ・ブラッドフォード (コロンビア大学ロースクール教授)
2014. 6. 9	第 236 回：新しい国際ファイナンスの構造	マイケル・バー (ミシガン大学ロースクール教授)
2014. 6. 23	第 237 回：ペイデイ・ローン債務者の楽観を評価す	ロナルド・マン (コロンビア大学ロースクール教授)
2014. 9. 12	第 238 回：ヨーロッパにおける「裁判官対話」の展開	濱本正太郎 (京都大学教授)、カール・バウデンバッハー (EFTA 裁判所長官/ザンクト・ガレン大学教授)
2015. 1. 8	第 239 回：ネット取引とプライバシー	フローレンシア・マロッタ=ワーグラ (ニューヨーク大学ロースクール教授)

東京大学法学政治学研究科 分析項目 I

	2015. 6. 4	第 240 回：国際投資法での条約解釈	ジュリアン・モーテンソン(ミシガン大学ロースクール教授)
	2015. 7. 6	第 241 回：武力行使に関する 2 つの規律	モニカ・ハキミ(ミシガン大学ロースクール教授)
	2015. 8. 19	第 242 回：「中国の高齢者法」という本を上梓するに際して——香港からのゲストを迎えて	Mimi Zou, Assistant Professor, Faculty of Law, Chinese University of Hong Kong; Michael Dunn, Lecturer, Nuffield Department of Population Health, University of Oxford
比較法政フォーラム	2010. 5. 8	第 132 回：リベラル・デモクラシーの諸問題——スタール夫人、コンスタン、トクヴィル	リュシアン・ジョーム(フランス国立科学研究センターパリ政治学院 CEVIPOF 上級研究員)
	2011. 7. 9	第 133 回：自由主義の歴史におけるモンテスキューの『法の精神』	セリーヌ・スペクトール(ボルドー第三大学准教授)
	2012. 3. 6	第 134 回：連邦裁判所規則制定過程：規則授權法を讃えて	デービッド・F・レヴィ(デューク大学法学部長)
	2013. 1. 23	第 135 回：戦争法の諸原理と政治体の 2 重の性質	ブリュノ・ベルナルティ(ルソー研究者)
	2013. 10. 23	第 136 回：共和主義三原理の理論家ピエール・ルルー	ブリュノ・ヴィアール(エクスマルセイユ大学教授)
	2014. 6. 20	第 137 回：ルソーとエコノミー・ポリテイク批判——『法の精神』反駁？	セリーヌ・スペクトール(ボルドー第三大学教授)
	2015. 1. 16	第 138 回：近代自然法論における家族関係の位置	ガブリエル・ラディカ(ピカルディー・ジュール・ベルヌ大学准教授)
	2015. 5. 15	第 139 回：ブラジルにおける死ぬ権利—全国医師評議会と刑法典の狭間で	Paulo H M Sousa (Professor of Private Law in Brazil (Curitiba, Paraná State))
ヘボン=渋沢記念講座シンポジウム	2010. 7. 29	第 3 回：オバマ大統領の理念を分析する	ロジャーズ・スミス(ペンシルヴァニア大学教授)、古矢 旬(東京大学教授)、渡辺将人(北海道大学准教授)
	2011. 7. 28	第 4 回：アメリカ保守主義の現在—ティーパーティ、知識人、そして共和党	マイケル・ケージン(ジョージタウン大学教授)、渡辺 靖(慶應義塾大学教授)、古矢 旬(東京大学教授)、久保文明教授
	2012. 7. 26	第 5 回：オバマ大統領の分析と評価	アラン・プリンクラー(コロンビア大学教授)、チャールズ・A・クプチャン(ジョージタウ

東京大学法学政治学研究科 分析項目 I

			ン大学教授)、古矢 旬(北海 商科大学教授)、久保文明教授
	2013. 7. 26	第 6 回「アメリカの 衰退」と「中国の台 頭」?	ロバート・J・リーバー(ジョ ージタウン大学教授)、高原明 生教授、飯田敬輔教授、久保 文明教授
	2014. 8. 1	第 7 回: 比較の中の 日米政治	マイケル・A・ベイリー(ジョ ージタウン大学教授)、田中愛 治(早稲田大学教授)、川人貞 史教授、久保文明教授
	2015. 7. 31	第 8 回: 日米シンク タンクからの発言/ 提言——オバマ外交 および日米関係につ いて	スコット・ベイツ(国家政策セ ンター理事長)、吉原欽一(一 般社団法人アジアフォーラ ム・ジャパン理事長)、北岡伸 一(国際大学学長・東京大学名 誉教授)、久保文明教授
その他のシンポ ジウム・講演等	2010. 6. 5	「政治とマスメディ ア」シンポジウム: 政 治とマスメディアと 政治学	仙谷由人(内閣府特命担当大 臣)、吉田慎一(朝日新聞社上席 役員待遇(編集・国際担当))、 若宮啓文(朝日新聞社コラムニ スト)、森田 朗教授、谷口将紀 教授
	2011. 9. 26- 9. 27	第 8 回日仏法学共同 研究集会「情報」	Emmanuel DERIEUX (パリ第 2 大学教)、曾我部真裕(京都大 学准教授)、村上裕章(九州大 学教授)、白取祐司(北海道大 学教授)、David CHILSTEIN (アルトワ大学教授)、 Mustapha MEKKI (パリ第 13 大 学教授)、横山美夏(京都大学 教授)、小粥太郎(東北大学教 授)、Bénédicte FAUVARQUE- COSSON (パリ第 2 大学教授)、 樋口陽一名誉教授、北村一郎 教授
	2014. 6. 21	日愛交流社会科学シ ンポジウム: 日本・欧 州の福祉社会を探る	ミシエル・ノリス(UCD 上級講 師)、大月敏雄(東京大学教 授)、トニー・ファヒー (UCD 教授)、山重慎二(一橋大学准 教授)、小館尚文(UCD 専任講 師)、福澤利江子(東京大学助 教)、コリン・スコット(UCD 法学部長)、樋口範雄教授
	2015. 10. 21	講演会: ユダヤ系ア メリカ人からみたア メリカの政治・社会・ 大統領選挙	デヴィッド・ハリス(米国ユダ ヤ人協会理事長)、久保文明教 授
	2015. 10. 27	学生応援プロジェク ト: 東アジア情勢の 行方と日米同盟の仮 題〜ジョセフ・ナイ 白熱討論	ジョセフ・ナイ(ハーバード大 学特別功労教授)、春原 剛 (日本経済新聞社編集委員/上 智大学客員教授)、古谷 研副 学長、久保文明教授

東京大学法学政治学研究科 分析項目 I

Workshop	2011. 2. 18	Asian Designs: Interests, Identities, and State in External Institutions	Saadia Pekkanen(Professor, University of Washington)、Ming Wan(Professor, George Mason University)、Taylor Fravel, (Associate Professor, MIT)、Takamichi Mito(Professor, Kwansei Gakuin)、John Ravenhill(Professor, Australian National University)、Shujiro Urata(Professor, Waseda University)、Kerstin Lukner(Research Associate and Lecturer, University of Duisburg-Essen) 、中川淳司教授、飯田敬輔教授、藤原帰一教授
	2015. 6. 2	東京大学・ジョージワシントン大学日米政治討論会	ジョージワシントン大学より: Silave Barwari, Jordan M. Craig, Elizabeth Aynsley Harrison, Hazel “Crystal” London, Susan Manchester, Richard Marko, Kayleigh McCarthy, Jonathan McGee, Christopher Simone, Sarah Williams, Sarah Gunel, Mark Kennedy、東京大学より: 久保文明教授、飯田連太郎特任研究員
Special Seminar/Lecture 等	2010. 11. 30	アメリカ政治における NGO の役割	Matt Decker (DDP Global Principal)
	2011. 12. 6	Can President Obama win re-election? If not, who can defeat him?	Matt Decker (DDP Global Principal)
	2012. 11. 2	The United States and the Far East in the Period of Leadership Change	Dr. Robert M. Hathaway(the Woodrow Wilson International Center for Scholars), Mr. Hyoung-zhin Kim(Visiting Research Scholar, the University of Tokyo), 久保文明教授
	2013. 7. 11	アメリカで学ぶ意義——医学と法学分野の対話	樋口範雄 教授、Larry J. Shapiro, M. D. (Distinguished Professor/ Executive Vice Chancellor for Medical Affairs/Dean, Washington University in St. Louis)
	2015. 6. 25	中国現代国際関係研究院との対話	中国現代国際関係研究院より: 李 偉(Li Wei) 同研究院

			反テロ研究センター主任、高穎 (Gao Ying) 同研究院幹事、周 尔男 (Zhou Ernan) 同研究院博士、王 凱 (Wang Kai) 同研究院博士、孫 建紅 (Sun Jianhong) 同研究院博士、一般社団法人アジアフォーラム・ジャパン常任理事中村克彦、久保文明教授、飯田連太郎特任研究員
--	--	--	--

(資料 2-15 : 2010年度以降のミシガン・コロンビア大学派遣教授)

年度	ミシガン大学	コロンビア大学
2010	Prof. Bridget McCormack Prof. Steven Croley Prof. Monica Hakimi	Prof. Ronald Gilson & Prof. Jeffrey Gordon
2011	「現代アメリカ法 2」 開講中止に伴う来日取りやめ	
2012	Prof. Jessica Litman	Prof. Robert Jackson Prof. Trevor Morrison
2013	Prof. Donald Regan	Prof. Merritt Fox Prof. Suzanne Goldberg
2014	Prof. Micheal Barr	Prof. Anu Bradford Prof. Ronald Mann
2015	Prof. Julian Mortenson Prof. Monica Hakimi	Prof. Benjamin Liebman

また、総合法政専攻では、法学・政治学にかかわる専門職の能力向上を求める社会的要請に応えるべく、職業人の入学を促進するために、長期履修制度を導入するとともに、修士学位を有しない 2 年間の法曹実務経験者に小論文の提出を認める選抜方法を採用している。また、日本語筆記試験の負担を軽減するかわりに面接の比重を高めた特別選抜制度の下で、優れた外国人留学生の受入にも努めている (資料 2-16)。なお、入学後も、チューター制度を設け、外国人留学生に対する支援の一助としている (資料 2-17) ほか、「留学生学習相談室」という形で、学習に関して、本研究科に長く在籍する大学院学生に相談できる機会を、学期中に週 2 回設け、速やかに学習環境に慣れるよう配慮を行っている。

(資料 2-16 : 外国人留学生数の推移)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
修士課程	25	29	26	18	18	24
博士課程	39	39	37	37	38	32
研究生等	21	18	21	21	21	13
合 計	85	86	84	76	77	69

(研究生等には特別聴講学生を含む)

(資料 2-17 : チューター学生数)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
学生数	26	22	24	16	20	20

以上のほか、中国の北京大学法学院、韓国の国立ソウル大学校法科大学、米国のハーバード・ロースクールとの間に締結している部局間交流協定に基づき、外国人留学生を受け入れている（資料2-18）。

（資料2-18： 交流協定にもとづく受入数）

年度	北京大学法学院	ソウル大学校法科大学	ハーバード・ロースクール
2010	4（研究生1，修士2，博士1）	4（博士3，研究生1）	
2011	5（研究生1，修士2，博士2）	2（博士）	
2012	5（研究生1，修士2，博士2）	1（研究生）	
2013	6（研究生1，修士2，博士3）	1（博士）	1（特別聴講学生）
2014	3（修士2，博士1）	2（研究生1，博士1）	1（特別聴講学生）
2015	4（研究生1，修士1，博士2）	2（博士）	

成績評価・論文評価の基準をウェブサイトで明示することにより、成績評価の透明性の確保に努めるとともに、全学の制度と連動して、博士学位請求論文の内容を提出と同時にインターネットで公表し（原則として全文開示、著作権等の理由があるものでも5年以内に全文開示）、学問業績の評価の透明性を高めている。

法曹養成専攻では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4種の授業科目を開設して、理論教育と実務教育の架橋に留意しつつ法曹としての基幹的能力を育成錬磨する。その上で、国際的な法律問題に対処する能力を育成するための国際関係法科目やビジネスの先端分野に関する多彩な科目を設け、さらには、内外の第一線の専門家による「サマースクール」「英語で学ぶ法と実務1」「英語で学ぶ法と実務2」等を通じて、高度な専門的知見の養成にも努めている（資料2-19）。学生の段階的・発展的履修に資するよう、科目の配当学期についても配慮しているほか、法曹として必要な高度な専門的知見や素養を養成するため、先端的なトピックに関する多彩な演習も開講している（別添資料2-2）。

（資料2-19）：サマースクール実施状況）

年度	テーマ	参加者数	参加教員
2010	Introduction to American Law	84名（法科大学院生63名、他大大学院生3名、GCOE派遣者1名、実務家8名、中国・韓国・シンガポールからの参加者9名）	クリストファー・ハンナ（サザンメソジスト大学ロースクール教授）、ジョセフ・ホフマン（インディアナ大学ロースクール教授）、チャールズ・ムーニー（ペンシルバニア大学ロースクール教授）、ヴェロニカ・テイラー（オーストラリア国立大学教授）、山下友信（本研究科長）、大村敦志（本研究科法曹養成専攻長）、増井良啓（本研究科法曹養成専攻副専攻長）、神田秀樹（本研究科教授）、宮廻美明（本研究科客員教授）
2011	International Dimension of Modern Competition Law and Policy	51名（法科大学院生35名、GCOE派遣者1名、実務家9名、中国・韓国からの参加者6名）	ジャック・ビュアール（McDermott Will & Emery Paris 弁護士）、ハリー・ファースト（ニューヨーク大学ロースクール教授）、アンドレアス・ヒュックス（オスナブルック大学教授）、マイケル・コーエン（Paul Hastings Washington D.C. 弁護士）、渡邊健樹（Paul Hastings Tokyo 弁護士）、白石忠志（本研究科教授）、山下友信（本研究科

東京大学法学政治学研究科 分析項目 I

			長)、荒木尚志(本研究科法曹養成専攻長)、唐津恵一(本研究科教授)
2012	The Global Trends in Modern Corporate Law	64名(法科大学院生40名、実務家15名、中国・韓国・シンガポールからの参加者9名)	ハラルド・パウム(マックスプランク外国国際私法研究所上級研究員)、ジャック・ビュアール(McDermott Will & Emery Paris 弁護士)、ポール・デイヴィーズ(オックスフォード大学教授)、ジル・フィッシュ(ペンシルバニア大学ロースクール教授)、ジェラルド・エルティーク(チューリッヒ工科大学教授)、カーティス・ミルハウプト(コロンビア大学ロースクール教授)、神田秀樹(本研究科教授)、山口厚(本研究科長)、松下淳一(本研究科法曹養成専攻長)、唐津恵一(本研究科教授)
2013	Introduction to American Law	81名(法科大学院生57名、実務家15名、中国・韓国・シンガポールからの参加者9名)	トム・ギンズバーグ(シカゴ大学ロースクール教授)、クリストファー・ハンナ(サザンメソジスト大学ロースクール教授)、ジョセフ・ホフマン(インディアナ大学ロースクール教授)、チャールズ・ムーニー(ペンシルバニア大学ロースクール教授)、ヴェロニカ・テイラー(オーストラリア国立大学教授)、松下淳一(本研究科法曹養成専攻長)、井上正仁(本学名誉教授)、唐津恵一(本研究科教授)、平野温郎(本研究科教授)
2014	The Global Trends in Modern Competition Law & Policy	93名(法科大学院生69名、実務家14名、中国・韓国・シンガポールからの参加者9名、ケンブリッジ大学1名)	ジャック・ビュアール(マクダーモット・ウイ&エメリー法律事務所パートナー)、アンドレアス・フックス(オスナブルック大学ロースクール・商事法研究所教授)、マルク・ヴァンデル・ヲウデ(欧州連合司法裁判所一般裁判所判事)、ハリー・ファースト(ニューヨーク大学ロースクール教授)、ハワード・ランガー(ペンシルバニア大学ロースクール非常勤教授、ランガー・グローガン&ダイバー法律事務所 マネージングパートナー)、西川洋一(本研究科長)、白石忠志(本研究科法曹養成専攻長)、唐津恵一(本研究科教授)、平野温郎(本研究科教授)
2015	Introduction to American Law	93名(法科大学院生68名、総合法政専攻博士課程学生2名、他大学1名、実務家14名、中国・韓国・シンガポールからの参加者8名)	トム・ギンズバーグ(シカゴ大学ロースクール教授)、クリストファー・ハンナ(サザンメソジスト大学ロースクール教授)、ジョセフ・ホフマン(インディアナ大学ロースクール教授)、チャールズ・ムーニー(ペンシルバニア大学ロースクール教授)、ヴェロニカ・テイラー(オーストラリア国立大学教授)、西川洋一(本研究科長)、白石忠志(本研究科法曹養成専攻長)、唐津恵一(本研究科教授)、平野温郎(本研究科教授)、

			ジェイムズ・フィッシャー（本研究科特任准教授）
--	--	--	-------------------------

法曹養成専攻では、法律基本科目を中心に、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行っている。特に、法学未修者である1年次の法律基本科目においては、36名標準で2クラスの編成がなされている。また、2年次以降の法律基本科目（上級科目）及び法律実務基本科目についても、1クラスの人数は最大でも54名程度である。

定期試験後には、試験講評会等の方法によって解説するほか、成績下位者（C+、C-、F）を対象として、成績評価に関する学生からの申出に対して科目担当者が答える「成績評価の説明願」の制度を設けている（資料2-20）。なお、2011年度冬学期から件数が減少しているのは、同学期から学生に対する答案コピーを返却するものとしたことに伴い、試験講評会等における解説と相まって、評価理由の理解が容易になったことによるものと考えられる。

（資料2-20：成績説明願件数）

	2010 夏	2010 冬	2011 夏	2011 冬	2012 夏	2012 冬	2013 夏	2013 冬	2014 夏	2014 冬	2015 S	2015 A
件数	105	111	107	72	57	32	46	17	35	37	38	25

自習環境として、法科大学院専用の学生自習室を設けて、判例集・法律雑誌・図書のほか、オンラインで検索可能な法律データベースを備え、土日の利用も可能としている。また、授業で使用しない教室については、学生に開放して自主的な勉強会の開催に役立てているほか、教育支援室を設置して、学生の学修上の疑問に答える体制を整えている。また、法学未修者である1年次生に対しては、2014年度から、東京大学法科大学院同窓会が推薦し学務委員会が承認した未修者指導講師が文書作成指導を行う「未修者指導」を実施しており、2015年度後半からは法学未修者2年次生に対しても試行的に行っている。

また、2年次生・3年次生については、自らの問題関心から特定のテーマについて掘り下げた分析を行い、理論的・実務的に高度な水準の文章を作成する能力を育成するため、多数の演習を開講するほか、「リサーチペーパー」及び「研究論文」という科目を設置している。優秀なリサーチペーパーに対しては賞を授与するとともに、学生による優秀な論文を掲載する『東京大学法科大学院ローレビュー』を学生が主体となって編集している。2004年度から2009年度までのリサーチペーパーの提出件数の総数は167件（優秀リサーチペーパー賞授与者は21件）、2010年度から2015年度までの提出件数の総数は194件（優秀リサーチペーパー賞授与者53件）である。リサーチペーパーの提出総数は高いレベルで安定しており、優秀リサーチペーパー賞の授与者の割合が増加している。これは、文書作成指導の教育水準が向上していることを示すものといえる（資料2-21）。

（資料2-21：「リサーチペーパー」及び「研究論文」の提出件数）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
リサーチペーパー （優秀リサーチペーパー賞授与者数）	32 (7)	26 (5)	48 (16)	38 (7)	28 (10)	22 (8)
研究論文	3	2	6	8	3	2

また、2015年度からは、綜合法政専攻と法曹養成専攻のいずれにおいても、法律実務の経験のある専門職業人を大学院科目等履修生として一部の授業科目において受け入れる公募履修生の制度を開始しており、専門職業人の継続教育に資するほか、教員や学生にとっての刺激としている（資料2-22）。

(資料2-22：公募による科目等履修生受入数)

	2015 S	2015 A
総合法政専攻	2	8
法曹養成専攻	2	8
合計	10	10

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 総合法政専攻及び法曹養成専攻のいずれにおいても、各専攻の目的に応じて、授業科目は基礎的・原論的なものから高度に専門的・先端的なものまで広範囲に及ぶ。また、多様な講演やセミナー等に参加する機会を与えることで学生の要請に応えるとともに、高度専門職業人・留学生等、在学学生の多様化を進めることで社会的な要請にも応えている。

さらに、総合法政専攻では、徹底した少人数教育により自主的な勉学を促し、そのために不可欠な図書館を広く利用させる一方で、学位授与は厳格に行われ、優秀な修士論文や博士論文については、『法学協会雑誌』と『国家学会雑誌』において公表することとしている(後述の資料2-24、P 2-21)。また、法曹養成専攻では、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高く丁寧な教育が行われており、クラス編成をより少人数に見直すなどの改善措置によりさらに充実が図られている。加えて、法律学の基礎から応用・発展に至るまで対象となる学生の年次や段階に応じて、演習への参加やリサーチペーパー・研究論文の執筆・法科大学院ローレビューへの投稿などを通じた学生の主体的な学習を促している。これらの点に鑑みると、いずれの専攻についても、第1期中期目標期間に引き続き、期待される水準を上回っているものと評価できる。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

総合法政専攻では毎年多数の修士学位取得者を出しており、その中には外国人留学生も多い。また、博士学位取得者も増加しており「学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文」と認められる優れた博士論文を顕彰しており、2010年4月から2015年9月までの5年6ヶ月間で50件が顕彰された(資料2-23)。なお、博士課程の標準修業年限内の学位取得者の数が少ないのは、本研究科の伝統に従い、学位授与の審査が厳格にされているからである。

(資料2-23：総合法政専攻学位取得数等調べ)

博士課程

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
学位取得	17 (5)	7 (0)	13 (6)	18 (4)	11 (7)	13 (3)
うち標準修業年限内	1 (0)	0	0	3 (1)	0	2 (0)
うち優秀賞	15 (3)	5 (0)	3 (1)	16 (3)	9 (5)	2 (1)

修士課程

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
学位取得	18(11)	20(13)	22(14)	17(10)	14(6)	15(10)
うち標準修業年限内	17(10)	18(13)	21(13)	15(9)	12(6)	15(10)

()内は外国人留学生を内数で示す。

優れた修士論文や博士論文は『法学協会雑誌』または『国家学会雑誌』に掲載され、その数は毎年相当数にのぼる（資料2-24）。

（資料2-24：2010-2015年度に『法学協会雑誌』、『国家学会雑誌』に掲載された修士論文・博士論文）

『法学協会雑誌』

掲載誌	掲載年度	著者	題名
127-1号	2010	竹中 悟人	契約の成立とコース (2)
127-1号	2010	金 彦叔	知的財産権の国際的保護と法の抵触 (6)
127-2号	2010	竹中 悟人	契約の成立とコース (3)
127-2号	2010	金 彦叔	知的財産権の国際的保護と法の抵触 (7・完)
127-3号	2010	竹中 悟人	契約の成立とコース (4)
127-4号	2010	竹中 悟人	契約の成立とコース (5)
127-5号	2010	竹中 悟人	契約の成立とコース (6)
127-6号	2010	竹中 悟人	契約の成立とコース (7)
127-7号	2010	竹中 悟人	契約の成立とコース (8・完)
127-8号	2010	山口 道弘	勘気と宥免 - 中世後期武家刑事法史の一齣(1)
127-9号	2010	山口 道弘	勘気と宥免 - 中世後期武家刑事法史の一齣(2)
127-10号	2010	山口 道弘	勘気と宥免 - 中世後期武家刑事法史の一齣(3・完)
127-12号	2010	白井 正和	友好的買収の場面における取締役に対する規律 (1)
128-4号	2011	白井 正和	友好的買収の場面における取締役に対する規律 (2)
128-5号	2011	白井 正和	友好的買収の場面における取締役に対する規律 (3)
128-6号	2011	白井 正和	友好的買収の場面における取締役に対する規律 (4)
128-7号	2011	白井 正和	友好的買収の場面における取締役に対する規律 (5)
128-11号	2011	白井 正和	友好的買収の場面における取締役に対する規律 (6)
128-12号	2011	徐 婉寧	業務上のストレス性疾患と労災補償・損害賠償 - 日米台の比較法的考察 (1)
129-2号	2012	白井 正和	友好的買収の場面における取締役に対する規律 (7)
129-4号	2012	白井 正和	友好的買収の場面における取締役に対する規律 (8・完)
129-4号	2012	徐 婉寧	業務上のストレス性疾患と労災補償・損害賠償 - 日米台の比較法的考察 (2)
129-5号	2012	徐 婉寧	業務上のストレス性疾患と労災補償・損害賠償 - 日米台の比較法的考察 (3)
129-6号	2012	徐 婉寧	業務上のストレス性疾患と労災補償・損害賠償 - 日米台の比較法的考察 (4)
129-7号	2012	徐 婉寧	業務上のストレス性疾患と労災補償・損害賠償 - 日米台の比較法的考察 (5・完)
129-8号	2012	崔 碩桓	管理職労働者の法的地位 - 日米独の労働法における適用除外と特別規制に着目して (1)

東京大学法学政治学研究科 分析項目Ⅱ

129-9号	2012	崔 碩桓	管理職労働者の法的地位 一日米独の労働法における適用除外と特別規制に着目して (2)
129-10号	2012	崔 碩桓	管理職労働者の法的地位 一日米独の労働法における適用除外と特別規制に着目して (3)
129-11号	2012	崔 碩桓	管理職労働者の法的地位 一日米独の労働法における適用除外と特別規制に着目して (4・完)
129-11号	2012	黄 士軒	共謀共同正犯理論の形成に関する一考察 一旧刑法時代の大審院判例における共同正犯を中心に (1)
129-12号	2012	黄 士軒	共謀共同正犯理論の形成に関する一考察 一旧刑法時代の大審院判例における共同正犯を中心に (2・完)
130-6号	2013	西井 志織	特許発明の保護範囲の画定と出願経過 (1)
130-7号	2013	西井 志織	特許発明の保護範囲の画定と出願経過 (2)
130-8号	2013	西井 志織	特許発明の保護範囲の画定と出願経過 (3)
130-9号	2013	西井 志織	特許発明の保護範囲の画定と出願経過 (4)
130-10号	2013	西井 志織	特許発明の保護範囲の画定と出願経過 (5)
130-11号	2013	西井 志織	特許発明の保護範囲の画定と出願経過 (6)
130-12号	2013	西井 志織	特許発明の保護範囲の画定と出願経過 (7)
131-3号	2014	西井 志織	特許発明の保護範囲の画定と出願経過 (8・完)
131-4号	2014	櫛橋 明香	人体の処分の法的枠組み (1)
131-5号	2014	櫛橋 明香	人体の処分の法的枠組み (2)
131-6号	2014	櫛橋 明香	人体の処分の法的枠組み (3)
131-8号	2014	櫛橋 明香	人体の処分の法的枠組み (4)
131-9号	2014	櫛橋 明香	人体の処分の法的枠組み (5)
131-10号	2014	櫛橋 明香	人体の処分の法的枠組み (6)
131-11号	2014	櫛橋 明香	人体の処分の法的枠組み (7)
131-12号	2014	櫛橋 明香	人体の処分の法的枠組み (8・完)
132-3号	2015	高橋 脩一	『実体』法の実現における『手続』の役割 一アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から (1)
132-4号	2015	高橋 脩一	『実体』法の実現における『手続』の役割 一アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から (2)
132-5号	2015	佐藤 輝幸	公共危険犯としての放火罪 (1)
132-5号	2015	高橋 脩一	『実体』法の実現における『手続』の役割 一アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から (3)
132-6号	2015	高橋 脩一	『実体』法の実現における『手続』の役割 一アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から (4)
132-6号	2015	佐藤 輝幸	公共危険犯としての放火罪 (2)
132-7号	2015	高橋 脩一	『実体』法の実現における『手続』の役割 一アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から (5)
132-8号	2015	高橋 脩一	『実体』法の実現における『手続』の役割 一アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から (6)

132-8号	2015	比嘉 義秀	一八七二年インド契約法六三条子研究－債務減免と約因 (1)
132-9号	2015	高橋 脩一	『実体』法の実現における『手続』の役割－アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から (7)
132-10号	2015	高橋 脩一	『実体』法の実現における『手続』の役割－アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から (8・完)
132-10号	2015	比嘉 義秀	一八七二年インド契約法六三条子研究－債務減免と約因 (2)
132-11号	2015	津野田 一馬	経営者報酬の決定・承認手続 (1)
132-12号	2015	佐藤 輝幸	公共危険犯としての放火罪 (3)
133-1号	2016	津野田 一馬	経営者報酬の決定・承認手続 (2・完)
133-2号	2016	金崎 剛志	国家監督の存続理由－理念としての自治と制度としての監督 (1)
133-2号	2016	佐藤 輝幸	公共危険犯としての放火罪 (4)

『国家学会雑誌』

掲載誌	掲載年度	著者	題名
123-1・2号	2010	横濱 竜也	遵法責務論序説－統治者に対する敬讓と法の内在的価値 (1)
123-1・2号	2010	平田 康治	イギリス対華政策と中国政治の相互作用－改革借款・駐華出先機関・協力政策、一九一一～一四
123-3・4号	2010	横濱 竜也	遵法責務論序説－統治者に対する敬讓と法の内在的価値 (2)
123-3・4号	2010	熊谷 英人	幻影の共和国－J・G・フィヒテ、「二十世紀」からの挑戦
123-5・6号	2010	横濱 竜也	遵法責務論序説－統治者に対する敬讓と法の内在的価値 (3)
123-7・8号	2010	横濱 竜也	遵法責務論序説－統治者に対する敬讓と法の内在的価値 (4)
123-9・10号	2010	朱 琳	中国史像と政治構想－内藤湖南の場合 (1)
123-9・10号	2010	横濱 竜也	遵法責務論序説－統治者に対する敬讓と法の内在的価値 (5)
123-9・10号	2010	田中 佐代子	自衛権行使における均衡性原則の射程
123-11・12号	2010	朱 琳	中国史像と政治構想－内藤湖南の場合 (2)
123-11・12号	2010	横濱 竜也	遵法責務論序説－統治者に対する敬讓と法の内在的価値 (6・完)
124-1・2号	2011	朱 琳	中国史像と政治構想－内藤湖南の場合 (3)
124-3・4号	2011	朱 琳	中国史像と政治構想－内藤湖南の場合 (4)
124-3・4号	2011	小野田 拓也	ECにおける政策領域の構造形成－欧州社会基金をめぐる歴史的展開 (一九六九－一九八四年)
124-5・6号	2011	朱 琳	中国史像と政治構想－内藤湖南の場合 (5・完)

東京大学法学政治学研究科 分析項目Ⅱ

124-7・8号	2011	浦山 聖子	グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ (1)
124-9・10号	2011	浦山 聖子	グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ (2)
124-11・12号	2011	浦山 聖子	グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ (3)
124-11・12号	2011	松井 孝太	現代アメリカ政治における労働運動の変容と民主党
125-1・2号	2012	浦山 聖子	グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ (4)
125-1・2号	2012	熊倉 潤	民族自決の帝国 ―ソ連中央アジアの成立と展開
125-3・4号	2012	浦山 聖子	グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ (5・完)
125-3・4号	2012	岡田 拓也	ホップズとプーフェンドルフにおける政治社会の構造
125-5・6号	2012	西本 健太郎	海洋管轄権の歴史的展開 (1)
125-7・8号	2012	西本 健太郎	海洋管轄権の歴史的展開 (2)
125-9・10号	2012	西本 健太郎	海洋管轄権の歴史的展開 (3)
125-11・12号	2012	西本 健太郎	海洋管轄権の歴史的展開 (4)
126-1・2号	2013	村上 裕一	規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (1)
126-1・2号	2013	西本 健太郎	海洋管轄権の歴史的展開 (5)
126-1・2号	2013	平井 光貴	現代自然法論の擁護可能性
126-3・4号	2013	村上 裕一	規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (2)
126-3・4号	2013	西本 健太郎	海洋管轄権の歴史的展開 (6・完)
126-5・6号	2013	古賀 光生	戦略、組織、動員 ―右翼ポピュリスト政党の政策転換と党組織 (1)
126-5・6号	2013	村上 裕一	規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (3)
126-7・8号	2013	古賀 光生	戦略、組織、動員 ―右翼ポピュリスト政党の政策転換と党組織 (2)
126-7・8号	2013	村上 裕一	規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (4)
126-9・10号	2013	横田 明美	義務付け訴訟の機能 ―時間の観点からみた行政と司法の役割論 (1)
126-9・10号	2013	古賀 光生	戦略、組織、動員 ―右翼ポピュリスト政党の政策転換と党組織 (3)
126-9・10号	2013	村上 裕一	規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (5)
126-11・12号	2013	横田 明美	義務付け訴訟の機能 ―時間の観点からみた行政と司法の役割論 (2)
126-11・12号	2013	古賀 光生	戦略、組織、動員 ―右翼ポピュリスト政党の政策転換と党組織 (4)
126-11・12号	2013	村上 裕一	規制空間の構造変容と官僚制の裁量行使戦略 (6・完)
127-1・2号	2014	横田 明美	義務付け訴訟の機能 ―時間の観点からみた行政と司法の役割論 (3)

東京大学法学政治学研究科 分析項目Ⅱ

127-1・2号	2014	古賀 光生	戦略、組織、動員 ー右翼ポピュリスト政党の政策転換と党組織 (5)
127-3・4号	2014	古城 毅	商業社会と代表制、多神教とデモクラシー ーバンジャマン・コンスタンの近代世界論とフランス革命論 (1)
127-3・4号	2014	横田 明美	義務付け訴訟の機能 ー時間の観点からみた行政と司法の役割論 (4)
127-3・4号	2014	古賀 光生	戦略、組織、動員 ー右翼ポピュリスト政党の政策転換と党組織 (6・完)
127-5・6号	2014	古城 毅	商業社会と代表制、多神教とデモクラシー ーバンジャマン・コンスタンの近代世界論とフランス革命論 (2)
127-5・6号	2014	横田 明美	義務付け訴訟の機能 ー時間の観点からみた行政と司法の役割論 (5)
127-5・6号	2014	石田 由莉香	E Uにおける人の自由移動の発展とその限界 ー純粋国内法理の展開を中心として
127-7・8号	2014	古城 毅	商業社会と代表制、多神教とデモクラシー ーバンジャマン・コンスタンの近代世界論とフランス革命論 (3)
127-7・8号	2014	横田 明美	義務付け訴訟の機能 ー時間の観点からみた行政と司法の役割論 (6・完)
127-7・8号	2014	島田 英明	経世の夢、文士の遊戯 ー頼山陽における政治思想と史学
127-9・10号	2014	阿部 和文	表現・集団・国家 ーカール・シュミットの映画検閲論をめぐる一考察 (1)
127-9・10号	2014	古城 毅	商業社会と代表制、多神教とデモクラシー ーバンジャマン・コンスタンの近代世界論とフランス革命論 (4)
127-9・10号	2014	柳 愛林	エドモンド・バーグと明治日本 ー金子堅太郎『政治論略』における政治構想
127-11・12号	2014	阿部 和文	表現・集団・国家 ーカール・シュミットの映画検閲論をめぐる一考察 (2)
127-11・12号	2014	古城 毅	商業社会と代表制、多神教とデモクラシー ーバンジャマン・コンスタンの近代世界論とフランス革命論 (5・完)
127-11・12号	2014	佐々木 雄一	政治指導者の国際秩序観と対外政策 ー条約改正、日清戦争、日露協商
128-1・2号	2015	阿部 和文	表現・集団・国家 ーカール・シュミットの映画検閲論をめぐる一考察 (3)
128-1・2号	2015	林 嶺那	東京都における人事管理の研究 ー稲継モデルを手掛かりとして
128-3・4号	2015	阿部 和文	表現・集団・国家 ーカール・シュミットの映画検閲論をめぐる一考察 (4)
128-3・4号	2015	秋元 真吾	フランソワ・オトマンの議会構想 ー封の構造、貴族の叛乱
128-5・6号	2015	阿部 和文	表現・集団・国家 ーカール・シュミットの映画検閲論をめぐる一考察 (5)
128-7・8号	2015	阿部 和文	表現・集団・国家 ーカール・シュミットの映画検閲論をめぐる一考察 (6・完)

129-1・2号	2016	水谷 洋平	哲学とユダヤ人論との間で —ハンナ・アーレントの前期思想における連帯・民族・政治
----------	------	-------	--

法曹養成専攻は、多数の修了生を送り出しているが（資料2-25）、第1期中期目標期間に引き続き、第2期中期目標期間において、法学既修者の司法試験の合格率は高い水準を維持しており、法学未修者の合格率も全国平均を常に上回っている（資料2-26）。

（資料2-25：修了者数）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
修了者数						
既修	178	158	159	128	127	128
未修	87	76	65	55	53	55
合計	268	242	224	183	180	183
うち標準修業年限での修了者数						
既修	176	153	154	128	124	124
未修	79	67	52	49	41	39
合計	255	220	206	177	165	163

（資料2-26：司法試験合格者数）

	既修				未修			
	受験者数	合格者数	合格率	全国平均	受験者数	合格者数	合格率	全国平均
2006	170	120	70.60%	48.30%				
2007	225	140	62.20%	46.00%	79	38	48.10%	32.30%
2008	252	155	61.50%	44.30%	114	45	39.50%	22.50%
2009	272	168	61.80%	38.70%	117	48	41.00%	18.90%
2010	275	161	58.50%	37.00%	136	40	29.40%	17.30%
2011	260	165	63.50%	35.40%	156	45	28.80%	16.20%
2012	225	146	64.90%	36.20%	154	48	31.20%	17.20%
2013	217	156	71.90%	38.40%	140	41	29.30%	16.60%
2014	173	131	75.70%	32.80%	131	27	20.60%	12.10%
2015	162	104	64.20%	32.30%	143	45	31.50%	12.60%

また、『東京大学法科大学院ローレビュー』は、法曹養成専攻学生の研究発表の媒体として機能しており、「学問的に見て一定の新規性・創造性を有するかどうか」を問う厳格な審査を経て掲載される。2010年に刊行された第5巻から2015年に刊行された第10巻までを通じて、計26本の学生投稿論文が掲載されている（資料2-27）。

（資料2-27：東京大学法科大学院ローレビュー・学生投稿論文）

掲載号	著者	題名
Vol. 5 (2010. 9)	生田大輔	我が国解雇法制における金銭解決制度導入の可能性 —国際比較を通して—
	太田健介	憲法学から見た行政裁量とその統制
	佐藤孝一	居住用建物賃貸借における更新料特約の有効性の判断構造
	巽智彦	第三者効と第三者再審
	西貝吉晃	中立的行為による幫助における現代的課題
	松田浩道	日本の裁判所における国際人権法 —国内適用論の再構成—

Vol. 6 (2011. 9)	石塚翔太郎	国際投資仲裁における人権保障と多国間投資協定
	西上治	給付行政と「自由意識の喪失」
	根本拓	性同一性障害者をめぐる法及び社会制度についての考察
	本郷隆	外資規制法の構造分析 －安全保障を理由とする投資規制の比較法的分析と事例研究－
Vol. 7 (2012. 9)	岩間郁乃	社債権者集会決議による社債の元金減免の可否と社債権者の合理的意思決定
	長門貴之	相続税法と遡及効 －裁判例・裁決例の分析から－
	藤岡祐治	限定責任信託における受託者の第三者に対する責任
	本郷隆	「大学の自治」に関する試論 －社会・正当性・構造－
	山名淳一	施設内処遇に続く社会内処遇の検討
	吉川慶	監査役および社外取締役へのストックオプション付与について
Vol. 8 (2013. 9)	天野良	医行為概念の再検討
	岩川隆嗣	パラレルデットの有効性に関する考察
	岡成玄太	遺言執行者の当事者適格を巡る一局面
	吉川慶	MBOにかかる株式取得価格の判断方法
	吉田咲耶	国際的養子斡旋をめぐるハーグ条約及び日本法上の規制
Vol. 9 (2014. 10)	岡成玄太	遺産分割の前提問題と固有必要的共同訴訟 －その比較法的研究
	坂本涼	行政処分 of 反復禁止効と既判力
	土井翼	公共用物上の不法占拠者の排除 －公物管理権の法的性質試論
Vol. 10 (2014. 10)	佐野文彦	ストーカー行為罪に関する解釈論と立法論の試み
	長谷川翔大	濫用的会社分割と詐害行為取消権

法曹養成専攻では、学生による授業評価アンケートの実施を義務づけており（履修者数が10名以下の授業を除く）、その結果を学生に開示するほか、法曹養成専攻教育会議で分析を示し、教員の授業改善に向けた資料として活用している。この授業アンケートによれば、学生の授業に対する満足度は高い水準を維持している（資料2-28）。

（資料2-28：授業アンケート集計結果（抜粋））

問：授業は総合的に満足 of いくものであったか。（％）												
	2010 夏	2010 冬	2011 夏	2011 冬	2012 夏	2012 冬	2013 夏	2013 冬	2014 夏	2014 冬	2015 S	2015 A
ア	35.6	40.2	37.5	44.0	39.3	41.4	38.1	42.7	38.8	41.0	37.3	39.0
イ	34.9	33.2	35.7	32.7	33.0	32.0	31.7	31.6	33.4	34.0	32.2	31.4
ウ	21.7	19.9	21.4	18.4	21.6	21.9	22.8	20.2	21.2	20.6	23.8	23.2
エ	5.8	4.9	3.9	3.3	4.0	3.3	4.7	4.0	4.3	2.9	4.4	4.7
オ	1.9	1.8	1.4	1.6	2.0	1.4	2.7	1.5	2.3	1.5	2.3	1.7

ア：そう思う

イ：どちらかといえばそう思う

ウ：どちらともいえない

エ：どちらかといえばそう思わない

オ：そう思わない

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 総合法政専攻における修士・博士学位取得者の数と質は高く、定量的な評価は困難であるが、第1期中期目標期間におけるのと同様、学位論文の中には学界で高く評価されているものも少なくない(資料2-24)。法曹養成専攻を修了した者の多くが、第1期中期目標期間に引き続き、全国平均を遙かに上回る割合で、司法試験に合格している。また、法曹養成専攻学生のアンケートの結果からも、学生の満足度は高い。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

修了後の進路に関しては、例年、総合法政専攻修士課程修了者の7割前後が総合法政専攻博士課程に進学するほか、1～3名程度が本研究科助教に採用される(資料2-29)。

(資料2-29: 修士課程修了者の進路)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
進学等	13	10	11	12	8	9
就職(製造業)				1	1	1
就職(情報通信業)	1		2			
就職(卸売業・小売業)		1				
就職(金融業・保険業)	1	1	1			
就職(学術研究, 専門・技術サービス業)	1	2	3	2	6	2
就職(教育, 学習支援業)		2				
就職(サービス業)	1	1				
就職(公務)			1			
就職(その他)						1
その他	1	3	4	3	1	2

博士課程については、2010年4月以降博士課程を退学、修了又は(課程内)博士学位を取得した134名のうち、多くの者が学術研究または教育関係機関に就職しており、また、調査しえた限りでは34名が主要国立大学を含む高等教育機関に就職し、10名が日本学術振興会特別研究員又はCOE等の研究員となり、3名が弁護士となっている(資料2-30、別添資料2-3)。

(資料2-30: 博士課程修了・退学者の進路)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
進学等	1		1		1	2
就職(製造業)			1			
就職(情報通信業)						
就職(卸売業・小売業)		2				
就職(金融業・保険業)			1		1	
就職(学術研究, 専門・技術サービス業)	5	4	4	9	9	4
就職(教育, 学習支援業)	6	7	5	4	1	4
就職(サービス業)						
就職(公務)					1	1
就職(その他)	4	2	3	3	2	4
その他	13	5	12	11	3	5

(注) 「その他」には、「就職準備中」のほか、調査票の未提出者を含む。

このように、博士課程修了者、学位取得者、退学者を含めて、その多くが日本各地の主要大学をはじめとして研究職を得、法学・政治学の学界各分野の中核を担っており、このことは在学中の学業の成果を示している。

法曹養成専攻では、多数の修了者が司法試験に合格し、これらの者の大多数は、司法修習を経て、法律実務家となっており、法曹養成専攻は、次代を担う高度の専門性をもつ法律実務家の供給源としての責務を果たしている。

また、法学研究者の養成は、法学研究の水準の維持・発展や、持続的な法科大学院教育のために、不可欠であるところ、後述(Ⅲ(2))する法学教員養成事業とも相俟って、法曹養成専攻を修了して本研究科の助教となる者や、法曹養成専攻を修了して綜合法政専攻博士課程に進学する者は、第1期中期目標期間よりも増加している(資料2-31)。

(資料2-31：法科大学院からの博士課程進学者、助教就職者数)

法科大学院からの博士課程進学者	
(2006年度～2010年度進学 平均1名)	
2011年度進学	2名
2012年度進学	1名
2013年度進学	2名
2014年度進学	3名
2015年度進学	4名
2016年度進学	1名
(2011年度～2016年度進学 平均2.2名)	
法科大学院からの助教就職者	
(2006年度～2010年度採用 平均4名)	
2011年度採用	4名
2012年度採用	4名
2013年度採用	7名
2014年度採用	7名
2015年度採用	4名
2016年度採用	5名
(2011年度～2016年度採用 平均5.2名)	

また、本研究科に対する修了生の満足度は高い(資料2-32)。課程を修了又は退学した外国人留学生に対して実施したアンケートでも、授業・勉学に関する学生の評価は高水準である(資料2-8、P2-8)。

(資料2-32：修了生アンケート(在学時の教育について))

		修了年度						全体
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	
修士課程	不満・やや不満	50%	0%	0%	0%	0%	33%	14%
	何とも言えない	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	満足・どちらかといえば満足	50%	100%	100%	100%	100%	67%	86%

東京大学法学政治学研究科 分析項目Ⅱ

博士課程	不満・やや不満	-	-	0%	0%	0%	0%	0%
	何とも言えない	-	-	0%	0%	0%	0%	0%
	満足・どちらかといえば満足	-	-	100%	100%	100%	100%	100%
法曹養成	不満・やや不満	0%	33%	0%	20%	0%	0%	8%
	何とも言えない	0%	0%	20%	20%	7%	15%	19%
	満足・どちらかといえば満足	100%	66%	80%	60%	93%	84%	73%

(2016年3月～4月実施)

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 総合法政専攻は、わが国の主要大学における法学・政治学の教育研究の中枢を担う人材を引き続き輩出している。また、法曹養成専攻でも、国際的・先端的な教育を重視する教育課程を修了した修了生の多くが、司法試験に合格しており、わが国の法実務の中枢をになう人材が育成されている。また、留学生、総合法政専攻修了生及び法曹養成専攻修了生のアンケート結果からも在学時の教育への満足度は高い。

これらの点に鑑みると、いずれの専攻についても、第1期中期目標期間から引き続き、期待される水準を上回っているものと評価できる。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

法曹養成専攻では、従来からのサマースクール等に加え、英語による授業として、2014年度から、「英語で学ぶ法と実務1」と「英語で学ぶ法と実務2」を新設した。また、東アジア法に対する理解を通じた多面的・創造的な法律家の養成に資するため、2015年度には、夏季集中の形で、「演習（韓国法）—民法の日韓比較を中心に」という題目の演習を開講した。担当教員としては、韓国の成均館大学から東京大学で博士号を取得した教員を特任准教授として招聘した。また、この授業には、東京大学法科大学院の教員も参加し、日韓双方の観点を交差させる形で授業が深まるような協力を行った。これらにより、第1期中期目標期間末と比較すると、国際性の涵養及び高度な専門的知見の養成の両面で教育の質が一層向上した。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

本研究科では、2011年度から3年間は「法科大学院教員養成プログラム」、2014年度からは「法学教員養成事業」として、法科大学院学生、総合法政専攻博士課程学生、助教を主な対象として、法学教員志望者数を回復し増加させるための施策を実施し、法科大学院学生の段階からの教育プログラムの提供に加え、若手研究者（博士課程学生・助教）の研究支援措置の充実、他大学・海外機関との連携による若手研究者のネットワーク化およびグローバルに活躍できる人材の育成を打ち出している（資料2-33）。

（資料2-33：法学教員養成事業の概要）

- ①特別講師制度（法科大学院出身の若手研究者を「特別講師」に選任し、大学院学生の研究・勉学の支援を行う）
- ②特別リサーチ・アシスタント制度（法科大学院修了者である博士課程学生の優れた研究を促進するため経済的支援を行う）
- ③若手研究者の国内外学会参加・資料収集に関する助成
- ④外国語入門講座（夏季休業期間中に本学人文社会系研究科の協力を得て、法学文献を読むために必要なフランス語・ドイツ語の文法の基礎を講ずる）
- ⑤外国語法学文献講読（研究の素地の養成として外国語法学文献講読講座を提供し、また、外国語法学文献講読の意義を伝える講演会を行う）
- ⑥研究案内講演会（研究の面白さを伝え、「進路としての研究者（法学教員）」への関心を呼び起こすため、本研究科の名誉教授や本研究科教員による講演会を行う）
- ⑦合同研究会、国際シンポジウム等（京都大学と連携し、相互に若手研究者が参加できる合同研究会や国際的な研究集会などを開催する）

この教育効果は短期間で現れるものではないので定量的な分析は困難であるが、第1期中期目標期間末と比較すると、将来の大学院教育を担う研究者の養成のための教育の成果が高まったと見てよいと考えられる。